



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	選挙と客観報道
Author(s)	比嘉, 要
Citation	人間科学 = Human Science(5): 125-139
Issue Date	2000-03
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/8308
Rights	

選挙と客観報道

Journalism and Objectivism in Election News Coverage

比 嘉 要

Kaname HIGA

はじめに

ジャーナリズムにおける客観報道はこれまで、多くの問題点を指摘されているにも関わらず、日本のジャーナリズムの現場においては自明のこととされ、広く倫理綱領等にうたわれている。ジャーナリズムは、一般的には報道と論評をその活動内容とするが、論評に関する「客観性」は「不偏不党」や「中立」という形で現れ、ジャーナリズムに伝統的に求められる言論機能・環境監視機能を衰退させる恐れがある。

本稿では、1998年11月に行われた沖縄県知事選挙における県紙（『琉球新報』『沖縄タイムス』）の報道と論説を事例として取り上げ、選挙における「客観報道」と中立的言論がもたらす影響を、規範的ジャーナリズム論との関連で考察する。McQuailは「規範理論」を「広く普及した諸条件や諸価値のもとで、メディアがどのような働きをすべきか、あるいはすることを期待されているか、という点についての観念を言い表したものである。」と規定している。⁽¹⁾ プレス理論に関してはSiebirtらの4分類が古典となっているが、現代社会に広く受容されている「社会的責任論」の論拠として、次の点をMcQuailは挙げている。

- ① メディアは民主政治との関わりにおいて、現実の社会の中で重要な機能を果している（前提仮説）。
- ② メディアはこれらの機能を果すために、（主として情報を提供したり多様な見解を表明するための演壇を提供することによって）一定の義務を果さ

選挙と客観報道（比嘉）

なければならない。

③ 社会に対する義務と両立する限りにおいて、メディアのもつ最大限の独立性を強調している。

④ 規定することができ、かつそれに従わなければならないような、メディアの活動における一定の基準がある、という見解が受け入れられている。

また、個人の自由とメディアの自由、そして社会に対するメディアの義務という異なった原理を解決する方法の一つとして、「メディア自体による自主規制を維持しつつ、より高水準の活動を実現するための手段として、プロフェッショナルリズムをさらに発展させる」ことを McQuail は指摘している。⁶¹²⁾

本稿で、以後論じられるジャーナリズム規範は「社会的責任論」に立脚しつつも、公共の利益の観点からメディアに公的規制ないしは自主的規制を求めるというものではなく、自由な言論というジャーナリズム活動が、公共の利益につながるという「自由主義理論」に近いが、常に論評活動を求められる点が、単にマス・メディアの自由を保証すれば足りるとする同理論と異なる。つまり、マス・メディアの批評性・言論性が、メディア自身の自由との関連で語られるのではなく、社会情報を蓄積している（プロフェッショナルリズム溢れる）マス・メディア自らが主張することによって、多様な視点を受け手に提供することに「社会的責任」があるとする考えである。また、メディアが自社の主張・見解を発表することで、「客観報道」という擬制を超え、受け手がニュースをどのように解釈するか、その判断基準を与えるという副次的効果も期待できる。

1. 沖縄県知事選

1998年11月15日二投開票が行われた沖縄県知事選挙の結果は稲嶺恵一が37万4833票で当選し、現職だった大田昌秀は3万7000票差の33万7369票で落選した。米軍基地の移設問題に県民がどのような判断を下すのか、全国的にも

注目されたが、投票率は前回を14ポイント上回る76.54%であった。落選した大田の得票は氏自身の過去二回の獲得票数と比較しても低いわけではなく、逆に革新の候補者としては過去最高の得票数を得ている。^{○(3)} それにも関わらず、稲嶺が過去最高の得票数で当選したのは、いくつかの要因が挙げられている。まず、組織票を伴う支持基盤の変化だが、前回の知事選と異なり、これまで一貫して革新支持をしてきた公明沖縄（6万票近い基礎票をもつと言われる）や連合沖縄が、自主投票を決め、農業団体のJ Aと旧同盟系の県友愛会が稲嶺支持にまわったことが勝敗に大きく影響したと言われている。^{○(4)} 県内の保革の組織票は、ほぼ拮抗しているとみられるが、先に述べたように、大田の得票は自身としても、革新候補者としても過去最高の得票数であることから、組織票の移動だけが稲嶺の勝因とばかりは言えず、浮動票の取り込みに成功したことも勘案せねばなるまい。琉球新報と毎日新聞の世論調査によると、支持政党なしと答えた者が55.3%と、いわゆる「無党派層」が過半数を占めている。^{○(5)}

江上能義は「争点はいろいろとあったのだが、結局は『経済不況』が『基地問題』を呑み込んだ選挙だった。」と評している。^{○(6)} 「経済の稲嶺」対「平和の大田」という構図が単純に描かれたが、なぜそうなったのか、また、稲嶺陣営の「県民党」「県政不況」「解釈より解決」といったキャッチコピーが広く認知されたが、これに新聞はどのように関わったのか。それを考察する前に、選挙報道に対する公的規制と言論の自由について確認したい。

2. 公職選挙法による規制

公職選挙におけるマス・メディアの報道内容に関する規制には公職選挙法がある。同法は選挙目当ての新聞等が選挙の公正を害し、特定の候補者に有利又は不利をもたらす弊害を除くために、定期発行されている新聞や雑誌・政党機関紙以外の新聞・雑誌が選挙に関する報道または論評することを禁じている。（候補者の人気投票の結果を公表することは定期発行されている新

選挙と客観報道（比嘉）

聞・雑誌でも禁じられている。同法138条の3)⁽⁷⁾同法で定める定期発行の要件に該当しない場合でも、その新聞が「真に公正な報道・評論を掲載したものであれば、その行為の違法性が阻却される。」とされる。（「政経タイムスの公選法違反事件」最高裁昭和54年12月20日第一小法廷判決。）

また、148条には「新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。」と、あることから、当該選挙に関する一切の報道・論評を指すものでないことは明らかである。つまり、報道を主体とする一般の商業新聞は、公職選挙の際、「虚偽・事実の歪曲」をしないという一般的な倫理的要請をされているに過ぎない。従って、憲法第21条からも明らかなように、一般紙の選挙報道は本来、候補者への批判も含めて自由に行える。（放送は、その公共性論に基づき、活字メディアと異なる。）山本浩三のように「民主主義国家においては自由活発な選挙運動が保証され、自由な国民の政治意志が国政に反映するようはからねばならない。とくに選挙運動における表現の自由は参政権的な意味をもつので最大限に保証される必要がある。」と、より積極的な価値を自由な選挙報道に求める見解もある。これは「報道」のみならず、自由活発な議論を促す、ジャーナリズムの「主張」にもあてはまるであろう。

また、特定の活字メディアの言論の自由を制限する148条を憲法違反とみる学説もある。⁽⁸⁾

日本の選挙法は選挙運動について取り締まり主義的だといわれている。この「表現の自由」の規制は選挙運動の公営制度と関連しているという。⁽⁹⁾公営制度は候補者・政党の選挙運動に公的便宜を与え、公費を支出する制度だが、それに効果を持たせるためには公営外の運動を制限しなければならない。

この公選法148条に対して、マスコミ界から批判がないのは、先述のように

一般紙は規制の対象外になっていることと、客観・中立主義を標榜する新聞が多いため、規制による不利益を被らないであろう。

柚正夫はマスメディアの中立報道について次のように述べている。

「しかし、選挙という民主制下の最大の政治戦に政治的中立で報道・評論ができるかとなると大いに問題になる。例えば民主主義の危機がある多数派の政治と結びついているとき、特定の党派的立場を結果的にとることなくしてこの選挙の本質を論じることはできないし、選挙民にある方針を明示することもできないであろう。」⁽¹⁰⁾

公選法の選挙における言論の制限は現在の憲法の法体系下で大きな問題を抱えているが、ともあれ、一般紙の言論の自由は保証されている。しかし、この自由を現在の新聞は行使して公共の利益に貢献しているであろうか。柚の指摘のように、中立・客観主義がもたらす、ジャーナリズムの機能障害が生じているようにも見受けられる。

3. 客観報道と言論

客観報道とは書き手の主観を排して情報を伝達する報道である。日本新聞協会の倫理綱領には「報道、評論の限界」として、(イ)事件の真相を正確忠実に伝えること、(ロ)報道には記者個人の意見をさしはさまないこと、(ハ)ニュースが何者かの宣伝に利用されぬように警戒すること、(ニ)人に関する批評はその人の面前で語りうる限度にすること、(ホ)故意に真実から離れようとする偏った評論は新聞道に反することなどが記されている。

客観報道は、不偏不党・政治的中立性を具現化する方法でもある。日本の多くの新聞社は不偏不党や公正・政治的中立性を綱領でうたっている。ちなみに、これらを米国新聞編集者協会の倫理綱領と比較すると、客観報道や不偏不党の代わりに、「公衆の福祉を考慮に入れる」「新聞の自由は人類の最も大切な権利」「公共の利益に対して忠実であるという義務以外すべての義務から自由である」「読者に対して誠実であること」などの表現が見られ

選挙と客観報道（比嘉）

る。(11)

彼我の差は明らかだが、それはともあれ、新聞社が不偏不党を標榜するのは、偏らないことが公共の利益に資するという理念と、多数の読者と広告主を獲得するための企業戦略があるからだと考えられる。（言論の自由が保証されていない状況であれば、権力からの弾圧を避けることも含まれよう。これは「白虹事件」後の「朝日新聞」など、日本の新聞の歴史を見れば明らかである。）

「不偏不党」が政治的中立性を意味しているのならば、「ニュース報道」において、出来る限り主観を排するという意味で理解できる点も若干あるが、「言論」に関しては、先に述べた「社会的責任論」からすると主体性の放棄につながりかねない。だが、新聞は「社説」で自社の見解を述べ、意見を異にする者からは「偏向」の批判を受けることも多く、文字どおりの「不偏」とはいえない。つまり、言論機関として機能しているのだが、それにも関わらず「不偏不党」を標榜し続けるのは、幅広い読者を獲得するための企業としての要請と、保身の為に権力に対しておこなう弁明の役目以外に理由があるろうか。

沖縄の新聞は『琉球新報』『沖縄タイムス』とも、平和・反基地の主張が強いと言われる。しかし、今回、県知事選の報道をみると、ニュース記事、社説ともに「中立」であった。日本の新聞では敢えて指摘するまでもないことだが、候補者に対する直接的批判もしくは支持の表明がみられない。候補者の政策は、彼が候補者でなくなってから（当選してから）批判の対象となる。つまり、「公平な」選挙を実現するために、選挙期間中はジャーナリズムの批判性を一時停止しているのである。具体例は後述する。

4. 選挙報道

選挙報道の内容は、政策、運動、有権者の反応に大きく分類されるが、各候補者の政策は、直接もしくは選対事務所を通じて間接的に報じられる。ま

た、選挙運動の様子を報じる記事では、候補者や応援弁士の演説内容が、記者によって選択され、要約された形であれ、「客観的」に報じられる。当然のことながら、記事の中で論評が加えられることはない。集会における次のような候補者の発言も、解説、検討を加えられることなく報道される。

「復帰運動を屋良知事が唱えた時、公選法要求運動が起こった時、邪魔立てする人は経済界の中から出てきた」(大田)

「大田知事から責任を持つという言葉聞いたことはないが、私は責任を持つ。私は解釈するためでなく、解決するために、夢を語るためでなく、実現するために立候補した」(稲嶺)⁽¹²⁾

「北部陸上案という新たな基地を建設するとすると、沖縄の歴史において、初めて、県民が基地を認めたことになる。歴史に悪い例として記録される。」(大田)

「大田県政は自分の趣味のことは一生懸命やるが、経済の度合いは小さかった。その結果が、今のような各産業の苦しい状況に表れている。」(稲嶺)⁽¹³⁾

このような発言は、発言したこと自体が事実として報道され、内容面での事実関係の確認や、発言に対する多様な価値観の存在は、別の機会に行われている。今回の選挙報道では、告示後は一方の候補者の主張が掲載されることはなく、対立候補の見解も併置された(いわゆる「泡沫候補」を除く)。また、『沖縄タイムス』の「98知事選 視点・論点」にみられるような、いわゆる識者へのインタビューにより、選挙の運動体とは異なった視点からの解説や提言も行なわれている。だが、それでも他者へ依存しているため、発言内容の検証が十分に行われない場合もある。

批判性が欠如した客観主義はニュースソースがマス・メディアを利用して自らの利益誘導を図ることを阻止できない恐れがあるのは、米国のマッカーシーによる「アカ狩り」における報道からも明らかである。

特に選挙報道について述べたものではないが、立花隆は、現代の記者が「デタラメと分かっている発言」を、適切な評価なしで紹介することを次のよう

に批判している。

「これは、現代の『悪しき客観主義』といえるだろう。『悪しき客観主義』による『公式見解』『形式的発言』のたぐいが、現代の新聞には充滿している。『公式』や『形式』にひっぱりまわされて、伝えるべき真実を見失ってしまうことは、『公式』や『形式』を発表できうる立場の人間に実質的にはニュースの操作権を与えて」いる。(14)

この立花の指摘は極端にも思われるが、選挙報道においては、あながちそうともいえない面がある。社説に関しても、選挙期間中は「中立」なので、ある候補者の報道された発言は、対立する候補者などから批判を受けることはあれ、新聞から直接批判されることはない。政策に対する批判は他者まかせであり、選挙期間中、新聞は、候補者の政策を読者に伝える導管という側面が強くなる。しかし、完全に客観的なわけでもなく、候補者の単なる政策伝達チャンネルでもないことは、いわゆる泡沫候補をほぼ無視している今回の選挙からも明らかであり、放送における政治的公正と異なり、公共の利益などの価値観にもとづく主観的選択を経た「客観報道」とも言えよう。(15)

James Curranは、ジャーナリストに対する真理探究の要請は、制限された、防衛的な仕方では解釈されるとして、このように述べている。

「真理探究の一つの戦略は、ニュース報道の『科学化』の試みである。それは、ジャーナリストが政治過程への主観的な参加者となることを防ぐような仕方、政治に関しての技術的・戦略的・内部的なパースペクティブに焦点を置くことを意味する。」

選挙期間中の紙面に見られる、各選対の運動状況や、記者座談会にみられる「戦況」報告などは、一般有権者に何を伝えようとしているのだろうか。

「例えば、民主主義的な審理としてでなく、キャンペーン戦略やゲーム計画の点から美化された競馬競争として選挙について報じることは、ジャーナリストが『中立的な』解釈という隠れ家に籠ることを可能にしている。」とのCurranの指摘は選挙運動報道の氾濫と、客観報道の関係を考える上で、

興味深い指摘である。(16)

また、今回の選挙では、稲嶺陣営のイメージ戦略が功を奏したとの指摘がある。例えば、稲嶺陣営が大田県政を批判する際に用いた「県政不況」という言葉や、大田陣営の「命（ぬち）どう宝」など、言語シンボルを用いてのイメージ付与という選挙戦術に対して、「客観報道」する新聞は単なる伝達媒体となる。それは、候補者が行うビラやポスター、演説を通しての選挙運動を補完する働きとなってしまう。事実はどうであれ、印象的な言語シンボルが、対立候補以外から批判されることなく、広く有権者に届くことになる。選挙戦に広告代理店が参入することは日本でも珍しくなくなったが、印象的なキャッチコピーでイメージ操作をして、有権者を「説得」するなど、広告業界の手法が生かされた選挙運動が、アメリカに劣らず日本でも盛んになるであろう。メッセージ伝達の主役はテレビとインターネットになると思われるが、そのような状況下では新聞の言論性、批評性が今以上に求められることとなろう。

5. 社説

今回、告示以後の選挙期間中の社説は社の「主張」というよりも「解説」的な内容となっている。例えば、両候補者の政策が出そろった、告示一ヶ月前の『琉球新報』の社説では、それぞれの政策をならべて比較しているだけである。

「稲嶺氏は沖縄の不況は全国と異なり、県政の対応に起因した『県政不況』と断じ、真っ向から大田県政を批判。(略) 一方の大田氏は(略)「歴史の節目節目に現実的に妥協しようという形の動きが出ている」と稲嶺氏サイドを批判している。」(17)

このように、Aの政策・発言、それに対するBの政策・発言というパターンである。それぞれの政策を論評することはなく、「重要な選択をわれわれ有権者も迫られる」とか「われわれ有権者はそこ(明文化された基本政策：引

選挙と客観報道（比嘉）

用者注)にそれぞれの具体論、方法論を見出したいし、双方の論戦も期待したい。」などと自らを、「これから判断する有権者」と同列の地位において、現状での判断保留（立場の非明示）を言外に示唆している。

投票日の社説も解説調で、政府と県とのこれまでの関係や、選挙の争点を挙げ、各候補者の政策と発言ならべている。前回と同じく、それぞれの政策に対する自社の見解は示さず、「基地、経済をどうするか、それを決めるのは有権者である。」と読者に下駄を預けている。⁽¹⁸⁾

『沖縄タイムス』の社説も、両候補者の政策を並べており、特定の候補者を直接支持・批判する表現は無いが、稲嶺の政策を間接的に批判するような内容のものはある。稲嶺は「冷却化した政府との関係改善による不況対策推進をアピール」しているが、「政府はこれまで基地問題と振興策をリンクさせる姿勢を示してきた。」「振興策は全国的な視点で策定されるべきものであり、一県の枠にとどまる問題ではないはずだ。このような違いがありながら基地と経済をリンクさせること自体に無理がある。」⁽¹⁹⁾ というものである。ただし、これは18字×30行の文章から引用したものであるから、実際はもう少し複雑な構成の文であるうえ、稲嶺批判というよりは政府批判と受け取れないこともない。

このような社説の「中立的」態度が変わるのが、選挙後である。

『琉球新報』は「稲嶺氏が掲げた普天間飛行場の県内移設、本島北部に軍民共用の飛行場を新たに建設することについては、地元にも県内にも異論や反対がなお根強いため、すんなりとはいかない状況だ。」と、選挙期間中は示さなかった、政策の実現困難性を指摘している。⁽²⁰⁾ さらに「稲嶺氏は現状を打破するために『県内移設も』との立場を取っているが、その主張を多くの人が支持したとはいえ、『基地をなくしてもらいたい』という声を軽く見てはならない。これらの声にも耳を傾けて基地問題解決にあたるべきだ。」⁽²¹⁾ と、基地の県内移設に否定的な態度を窺わせている。また、「政府に対してもいいかげんな妥協などしないで、主張すべきははっきり主張すべきだ」と

釘を刺している。

『沖縄タイムス』も、投票日後は、自らの反基地という姿勢を示し、当選者の稲嶺に次のように要望している。

「稲嶺氏は県民党を名乗った以上、県民世論の総意とは何かを問い、世論をバックにした行政を展開するのは当然だ。(略)稲嶺氏は、沖縄 政府間の詰まったバルブを開け、問題解決を早める、と公約した。その際、政府から流されてくる解決策が県民要求に沿ったものであるかどうかを検証する必要がある。振興策の名の下に米軍基地の強化を押し付けられてはたまったものではない。」⁽²²⁾

これらのことから、明らかに、投票が終わるまで論評を控えていたことが分かる。権力批判はするが、選挙の公平さを尊重するという姿勢の現れであろうが、後述するが、環境監視機能を発揮する対象を狭義の権力に限定することは、公共の利益に必ずしもならないと思われる。

佐藤智雄は「主張するジャーナリズム」に関して次のように述べている。「解説群の上に、社説がのり、その新聞の首尾一貫した主張が貫かれてくれば、それに共鳴する読者はその新聞に、他の主張の新聞には他の読者が…、こうしておのずから新聞ジャーナリズムは非操作的なニュースと主張（意見）の伝達によって、世論のひとつの核となることができよう。しかし、それを貫けばたとえば日本では七百万、八百万という読者の維持はできまい。ここに新聞ジャーナリズムの理想と現実のひとつの裂け目がうかがえる。」⁽²³⁾

ここで佐藤が指摘しているように、一般商業紙の場合、「主張するジャーナリズム」は、企業利益に反して読者減を招く恐れがあり、新聞社にとってはリスクが大きい。それでも「主張」する時は、読者に受け入れられる目算がある場合であろう。しかし、選挙に関しては、特に今回のように保革両候補が拮抗している場合は、極論すれば、自社の主張によって、読者の半分を失う可能性もあるのだから、候補者批判は慎重に避けざるを得ないのが私企業としての処世術といえよう。しかし、このような企業の論理だけが、「不

選挙と客観報道（比嘉）

偏不党」理念の隠れた存在理由ならば、ジャーナリズムに求められてきた社会の監視機能の充実は望むべくもない。

後藤文康は大衆を評価しながら、新聞の新しい言論機能についてつぎのように述べている。

「(新聞)自らを指導者顔した意見の押し付けは、反発をかうだけであろう。歴史的にみても戦争中をはじめ、新聞が高いところから声高に叫んでいた時代は、大衆にとってよい時代ではなかった。正確で公平なデータと、出来るだけ多くの意見、選択肢を提供、その上で新聞自身の主張も明らかにし、読者大衆に考えてもらうそれが新聞の言論機能の新しいあり方である。」⁽²⁴⁾

選挙の際に新聞が主張を行わない理由の一つは、公平な選挙の為にというものである。つまり、言論の自由に基づき批判するよりも、選挙の公平さを維持した方が公共の利益になるという判断であろう。

Dennis McQuailは公共の利益について、パブリック・プランニングの概念を引用して「社会のある部分ではなく、社会全体の目的に奉仕すれば、それは公共の利益である。」と述べている。⁽²⁵⁾

メディアの環境監視機能は「番犬 (watch dog)」に喩えられてきた。これはメディアを自由市場に位置づけ、公的規制を受けずに政府からの完全に独立することによって保証される。

米国の中道派政治家といわれるStephen Holmesは、「メディアを『中立的フォーラム』へと移し替えようとするどのような規制も、メディアが攻撃的な仕方政府を監視し、批判するような党派的なうさぎ型として機能する能力を減少させてしまうのではないだろうか」と述べている。⁽²⁶⁾

この、「番犬機能」は現代では、単に国家に対してだけではなく、国家以外にも、権力が発生する領域において発揮されるべきだと考えられる。公職選挙の候補者はその公的存在と、権力行使者になる可能性から公の批判にさらされるべき存在であるが、今回の選挙では、(日本の選挙では)新聞は、その「番犬機能」を十分に果しているといえるであろうか。

終わりに

本稿では触れる余裕が無かったが、マス・メディア効果論の視点から、選挙と客観報道を議題設定仮説に照らしてみると今後検討を要する事柄がいくつか浮かび上がる。まず、長期的な効果としてのメディアの争点設定機能である。今回の知事選では「基地」と「経済」が争点となったと言われるが、これらは、選挙以前に大きくメディアで扱われており、選挙運動中の短期間にメディアによって設定されたものではない。しかし、「不況」感が経済重視の稲嶺候補に追い風になり、対立候補の批判に繋がる「県政不況」というフレーズが、選挙期間中にメディアを通じて流布されたことを考えると、議題設定仮説のさらなる精緻化と発展が必要だと痛感させられる。

次に、イメージの設定についてだが、先述の通り、選挙報道において、メディアが主体的に候補者のある側面を強調し、特定のイメージを形成することは客観・中立を標榜する新聞報道の場合はあまり無いであろうと思われる。それよりも、候補者の自陣営からの戦略的アピールや相手陣営からのネガティブ・キャンペーンにより、イメージが形成される場合が多いのではないだろうか。これらは検証が必要である。

自由主義的及び社会責任論的ジャーナリズム規範からすると、選挙における客観報道の負の面を克服するには、選挙においても、自らの立場を明確にし、是々非々の態度を維持する姿勢が望まれよう。多様なメディア状況においては、それが公共に利益になると考えられるからである。

今回、事例として挙げた沖縄のメディア状況は、地方に二つの地元紙が拮抗している特殊な例かもしれないが、本稿で指摘した問題は、「客観」「中立」がうたわれるマス・メディアにおいては、どこでも普遍的に起こりうるものと思われる。自明のこととされてきた客観報道の理念と選挙の関わりをメディア自身が検討する必要性を改めて感じる。

選挙と客観報道（比嘉）

注釈

- (1) マクウェール『マス・コミュニケーションの理論』新曜社、1985年、
p.94
- (2) マクウェール『マス・コミュニケーションの理論』新曜社、1985年、
p.102
- (3) 『琉球新報』1998年11月18日。以下98・11・18と略記。
- (4) 波平恒男の分析。『琉球新報』98・11・16
- (5) 琉球新報 98・11・10
- (6) 『琉球新報』98・11・17
- (7) 公職選挙法148条および235条の2。定期発行されている新聞とは毎月
3回以上定期に有償配布するもの、第三種郵便物の認可のあるものな
どとなっている。
- (8) 『別冊ジュリスト マスコミ判例百選（第二版）、』pp. 152-153。
小林孝輔、芦部信喜の説など。
- (9) 柚正夫「公選法とマスコミ」『ジュリスト増刊総合特集・現代のマスコミ』、pp. 114-118
- (10) 柚正夫「公選法とマスコミ」『ジュリスト増刊総合特集・現代のマスコミ』、p. 116
- (11) 川井良介『世論とマス・コミュニケーション』資料
- (12) 『琉球新報』98・10・20
- (13) 『沖縄タイムス』98・11・8
- (14) 立花隆『アメリカンジャーナリズム報告』、文芸春秋、1978年、pp.
12-13
- (15) 泡沫候補：今回の県知事選挙にはもう一人、又吉光雄が立候補したが、
自らをキリストと名乗り、その政策も社会常識から逸脱したものが多
かった為、新聞は彼をほとんど無視し、「実質的な一騎打ち」との表
現を用いた。獲得票数は2649票

- (16) J. ラカン、M.グレヴィッチ編『マスメディアと社会』、勁草書房、1995年、p.161
- (17) 『琉球新報』98・9・23
- (18) 『琉球新報』98・11・15
- (19) 『沖縄タイムス』98・11・15。なお、同社は編集綱領で「論評はあくまで不偏不党、中正を持し、正しい世論を代表する」と謳っている。
- (20) 『琉球新報』98・11・16
- (21) 『琉球新報』98・11・17
- (22) 『沖縄タイムス』98・11・17
- (23) 佐藤智雄『ジャーナリズムとマス・メディア』、日本放送出版協会、1985年、p.76
- (24) 後藤文康「大衆の変容と新聞の対応—1950年代以降の経過と問題点」『信文学評論35号』、1986年、日本新聞学会、pp.129—130
- (25) J. ラカン、M.グレヴィッチ編『マスメディアと社会』、勁草書房、1995年、p.109
- (26) J. ラカン、M.グレヴィッチ編『マスメディアと社会』、勁草書房、1995年、p.132